

2014 年地理的表示法
(2014 年第 19 号)
非公式統合法 - 2019 年 4 月 1 日発効版

条文構成

第一部

序文

条

1. 略称および施行日
2. 解釈
3. 法令の適用

第二部

地理的表示の保護

4. 関係者は地理的表示のある種の使用に対し提訴しうる
5. 救済措置
6. 商品、素材または物品の引渡命令
7. 商品、素材または物品の処分に関する命令
8. 第 4 条に基づく根拠無き訴訟の脅威に対する救済措置
9. 裁判所による宣言
10. 指定商品に対する同名の地理的表示

第三部

例外

第 1 区分 - 全ての地理的表示に当てはまる例外

11. 例外扱いとなる地理的表示の使用
12. 先行使用者に関する例外
13. 個人名の使用に対する例外
14. 訴訟不提起に対する例外

第 2 区分 - 登録済み地理的表示に当てはまる例外

15. 例外扱いとなる登録済み地理的表示の使用
16. 登録済み地理的表示および商標の先行使用者に対する例外

第四部

地理的表示登録局および管理運営

第 1 区分 - 登録官

- 17. 地理的表示登録官およびその他の職員
- 18. 登録官による委任
- 19. 地理的表示登録局
- 20. 登録局の公印

第2 区分 - 登録簿

- 21. 地理的表示登録簿
- 22. 登録簿等の改正および修正
- 23. 登録簿の閲覧および引用
- 24. 登録簿等の偽造
- 25. 登録済みのものと偽っての地理的表示の提示

第3 区分 - 登録官の権限および責務

- 26. 登録官により裁定された費用
- 27. 訴訟費用の担保
- 28. 登録官に係属する証拠
- 29. 召喚出頭義務違反は罪
- 30. 証言拒否は罪
- 31. 公務に関する免責
- 32. 登録官による申立

第4 区分 - 書式、費用、就業時間および公告

- 33. 書式および登録官の指示
- 34. 費用
- 35. 就業時間および非就業日
- 36. 地理的表示出願等の公告
- 37. 代理人の承認

第五部

地理的表示の登録

第1 区分 - 登録

条

- 38. 登録を出願しうる者
- 39. 地理的表示の登録出願
- 40. 指定された商品の種類のみに関する登録
- 41. 登録拒否の根拠
- 42. 同名の地理的表示の登録
- 43. 審査
- 44. 技術顧問の任命
- 45. 公告および異議申立手続き

- 46. 登録簿編入に際しての適格性要求
- 47. 出願の取下または修正
- 48. 登録
- 49. 受理の取消

第2 区分 - 登録済み地理的表示の管理運営

- 50. 登録の期間
- 51. 登録の更新
- 52. 地理的表示の登録の抹消
- 53. 登録済み地理的表示の登録移譲

第3 区分 - その他

- 54. その他の書類の修正

第六部

水際機関による補助

第1 区分 - 水際措置

- 55. 本部分の解釈
- 56. 侵害が疑われる商品に対する留置請求
- 57. 留置、保管および処分 of 責務または経費の担保
- 58. 留置された商品の安全確実な保管
- 59. 留置の通知
- 60. 留置された商品の検査
- 61. 留置された商品の輸入者または輸出者への強制返還
- 62. 訴訟不提起に対する賠償
- 63. 侵害訴訟
- 64. 留置された商品の管理の保持
- 65. 留置された商品の処分
- 66. 不十分な担保
- 67. 侵害が疑われる商品の留置および審査

第2 区分 - 検査の権限

- 68. 乗り物に関する検査の権限
- 69. 小包等の審査
- 70. 小包および商品を検査場所へと抜き出す権限
- 71. 個人が身に着けている手荷物および所持品の検査
- 72. 特定の場所への立ち入りに関する公認職員の権限
- 73. 妨害
- 74. 個人的責務からの保護

第七部

その他および総則

75. 登録は推定的証拠となる
76. 疑義の出された登録の有効性の証明
77. 登録官の証明
78. 裁判所に係属する手続きにおける費用
79. 登録済み地理的表示の使用の立証責任
80. 法人等による違反
81. 違反の調停
82. 裁判所の管轄権
83. 大臣はその他の適格国を指名しうる
84. 規則策定の一般的権限
85. 裁判所の規則
86. 他の法に基づく権利に影響無し
87. 撤廃
88. 保留および経過規定
89. 関連するシンガポール知的財産権庁法の修正項
90. 関連する商標法の修正項

別表 - 各項目下に地理的表示を登録しうる商品種別

物品に関わる地理的表示の保護について、またそれに関連する事項についての規定のため地理的表示法（1999 年改訂版第 117 章 B）を撤廃および修正項を含めて再制定し、またその他の成文法に対し関連した修正項をなす法律である。

シンガポール国会の助言および合意の下、大統領により以下の通り制定される。

第一部 序文

略称および施行日

1. 本法は「2014 年地理的表示法」として引用されうるものであり、官報での通知により大臣の指定する日をもって施行されるものとする。

解釈

2. 本法においては、文脈上異なる解釈が必要となる場合を除き、「裁判所」とは、高等裁判所を意味する。

「先行の地理的表示」とは、第 39 条の下で行われる地理的表示の登録出願（本解釈においては「件の出願」と称する）との関連において、件の出願の日以前に

- (a) 第 48 条の下で登録済みの、または
- (b) その登録の出願が第 39 条の下で行われた

地理的表示を意味する。

「地理的表示」とは、

- (a) 当該地域が適格国または適格国の領域もしくは地方であり、また
- (b) 商品の持つ任意の品質、評判、またはその他の特性が本質的にその地域に帰せられるものである

との前提の下において、商品がある地域の原産であると識別するために商業上使用される任意の表示を意味する。

「商品」とは、天然または農産物、あるいは手工芸もしくは工業的製品を意味する。

「同名の地理的表示」とは、異なる地理的起源を持つ任意の商品に対する地理的表示と部分的または全体的に同じ綴りまたは音韻を持つ地理的表示を意味する。

「関係者」とは、地理的表示により識別される商品との関連において、商品の生産者、商品の取扱業者、またはかかる生産者の、あるいは取扱業者の、もしくはかかる生産者および取扱業者の協会を意味する。

「国際商標（シンガポール）」は、商標法（第 332 章）におけるものと同じ意味を持つ。

「庁」とは、シンガポール知的財産権庁法（第 140 章）に基づき設立されたシンガポール知的財産権庁を意味する。

「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日付でパリにて調印された「工業所有権の保護に関する条約」およびそれに対する発効済みかつ政府により受諾済みの改訂および修正を意味する。

「場所」とは、地理的表示との関連において、国または地域を意味し、また国もしくは地域の領域あるいは地方を含む。

「生産者」とは、

- (a) 農産物との関連においては、販売またはその他の商業的目的のためにかかる産物を生産する者
- (b) 天然産物との関連においては、販売またはその他の商業的目的のためにかかる産物を利用する者
- (c) 手工芸もしくは工業的製品との関連においては、販売またはその他の商業的目的のためにかかる産物を製造する者を意味する。

「専有者」とは、

- (a) 登録商標との関連においては、その商標登録の名義人
- (b) 商標として著名であるが未登録の商標との関連においては、その商標を所有する者
- (c) 第 41 条 (5) (b) にて言及のある商標との関連においては、その規定に則って商標を使用した者を意味する。

「適格国」とは、

- (a) 世界貿易機関に加盟している、
- (b) パリ条約に参加している、または
- (c) 第 83 条の下で大臣により適格国として指名された、任意の国または地域を意味する。

「登録簿・登録 (register)」とは、

- (a) 名詞として使われる場合は、第 21 条の下で登録局により維持される地理的表示登録簿、また
- (b) 動詞として使われる場合は、登録簿への登録を意味する。

「登録済み地理的表示」とは、第 48 条の下で登録済み地理的表示を意味する。

「登録商標」とは、商標法の下で登録済みの商標を意味する。

「登録者」とは、登録済み地理的表示との関連においては、その地理的表示の登録名義人を意味する。

「登録局」とは、第 17 条に基づいて設立された地理的表示登録局を意味する。

「撤廃された法令」とは、本法により廃される地理的表示法（第 117 章 B）を意味する。

「商標」は、商標法におけるものと同じ意味を持つ。

「取扱業者」とは、商品との関連においては、

- (a) その商品をシンガポール国内で販売する、または
 - (b) シンガポール国内で別の者により販売されることを目的としてその商品をシンガポール国内に供給する
- 任意の者を意味する。

「使用」とは、

- (a) 購入、販売または交換を含むあらゆる取引
 - (b) あらゆる輸入および輸出
 - (c) あらゆる広告
 - (d) あらゆる請求書、ワインリスト、カタログ、業務用書簡、業務用紙、価格表その他の商業的書類
- の一部としてまたはそれに関わる形での使用を意味する。

「著名商標」は、商標法におけるものと同じ意味を持つ。

法令の適用

3. - (1) 第 (2) 款または本法のその他の箇所で明示的にその他の規定がある場合を除き、本法は第 48 条の下で登録されているか否かを問わず全ての地理的表示に適用されるものとする。

(2) 第 4 条 (6) から (9) 、第 75 条、第 76 条、第 79 条、第三部の第 2 区分、第五部の第 2 区分、および第六部は、登録済み地理的表示にのみ適用されるものとする。

第二部 地理的表示の保護

関係者は地理的表示のある種の使用に対し提訴しうる

4. - (1) 本法の規定に則り、地理的表示により識別される商品の関係者は地理的表示に関して本条が適用される行為を行う者に対して提訴することができる。

(2) 本条は以下の行為に対し適用されるものとする。

(a) 地理的表示により示される場所を原産としない商品に関連する、商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法での地理的表示の使用

(b) パリ条約第 10 条 2 の意味における不公正な競争行為に該当する地理的表示の使用

(c) ワインを識別する地理的表示のうち、地理的表示により示される場所を原産としないワインに関連する地理的表示の使用、ただし以下

- (i) 地理的表示と一緒に後者のワインの正しい地理的産地が使用されている
- (ii) 地理的表示が翻訳された形で使用されている

(iii) 地理的表示が「～的」「～型」「～様式」「模造品」その他類似の単語または表現を伴っている

に該当するか否かを問わない

(d) 蒸留酒を識別する地理的表示のうち、地理的表示により示される場所を原産としない蒸留酒に関連する地理的表示の使用、ただし以下

(i) 地理的表示と一緒に後者の蒸留酒の正しい地理的原産地が使用されている

(ii) 地理的表示が翻訳された形で使用されている

(iii) 地理的表示が「～的」「～型」「～様式」「模造品」その他類似の単語または表現を伴っている

に該当するか否かを問わない

(3) 第(2) 款の意味における地理的表示の使用はそのいかなるものも、地理的表示が件の商品の地理的原産地という点で文言としては正しいものであったとしてもかかる使用が商品を異なる場所の原産であると公衆に対し誤認させるようなものである限りにおいて、本条が適用される行為とみなされるものとする。

(4) 第(2) 款の適用上、「地理的表示の使用」には、件の地理的表示を内包するあるいはそれからなる商標の使用が含まれる。

(5) 第(2) 款(c) および(d) は、ワインの素材および蒸留酒の素材を識別するための地理的表示について、問題の素材に関して地理的表示が文言として正しい場合、かかる使用がワインまたは蒸留酒(事例により該当するもの) が地理的表示により示される場所の原産であると公衆に対し誤認させることのない限りにおいて、その使用には適用されないものとする。

(6) 本条は、

(a) 地理的表示と一緒に商品の正しい地理的原産地が使用されている

(b) 地理的表示が翻訳された形で使用されている

(c) 地理的表示が「～的」「～型」「～様式」「模造品」その他類似の単語または表現を伴っている

か否かを問わず、別表記載の商品の種別に属する任意の農産物あるいは食品(ワインまたは蒸留酒以外) を識別する登録済み地理的表示の、その農産物あるいは食品と同じ種別の商品、ただしその登録済み地理的表示により示される場所を原産としないものに関連するあらゆる使用に適用されるものとする。

(7) 第(6) 款の意味における登録済み地理的表示の使用はそのいかなるものも、地理的表示が件の商品の地理的原産地という点で文言としては正しいものであったとしてもかかる使用が商品を異なる場所の原産であると公衆に対し誤認させるようなものである限りにおいて、本条が適用される行為とみなされるものとする。

(8) 第(6) 款の適用上、

「食品」とは、人間による消費のための任意の天然産物または農産物を意味する。

「登録済み地理的表示の使用」には、件の地理的表示を内包するあるいはそれからなる商標の使用が含まれる。

(9) 第(6)款は、任意の商品の素材を識別するための登録済み地理的表示について、問題の素材に関して地理的表示が文言として正しい場合、かかる使用がその商品が地理的表示により示される場所の原産であると公衆に対し誤認させることのない限りにおいて、その使用には適用されないものとする。

救済措置

5. 本法の規定により、第4条に基づき訴追された被告が当該条の適用される行為を行ったあるいは行っていると法廷で十分に立証された場合、裁判所は原告に対し以下のいずれかまたは両方を認める。

(a) 行為のそれ以上の実行を制限する（裁判所が妥当と考える条件があればそれに沿った）差止め命令

(b) 損害賠償または利益返還

物品、素材または商品の引渡命令

6. - (1) 地理的表示に関して第4条に基づき行われる提訴において裁判所は、第5条の下で認められた任意の救済措置に加え、訴追されたあるいは法廷に引き出された被告の所持する以下について原告への引き渡しを命令することができる。

(a) その地理的表示に関して第4条が適用される行為を被告が行っているまたは行ったと明らかになったところの商品

(b) 以下に該当する素材

(i) 地理的表示と同一または類似の表示がされているもの

(ii) 商品のラベル付けまたは包装に、あるいは業務用紙としてまたは商品の広告のために被告により使用されるもの

(iii) その地理的表示に関して第4条が適用される行為を被告が行っているまたは行ったと明らかになったところのもの

(c) 以下に該当する物品

(i) 段落(b)で述べた素材、もしくは地理的表示と同一または類似の表示の複製を作るために被告が使用したもの、または

(ii) 段落(b)で述べた素材、もしくは地理的表示と同一または類似の表示の複製を作るために使用されていることまたは使用されることを知りつつまたはかく信じる理由がありつつ被告が所持、保護または管理下に置いているもの

(2) 裁判所がまた第7条の下での命令を出す、あるいは用命するだけの根拠があると裁判所に映る場合を除き、本条に基づく命令が出されることはないものとする。

(3) 本条の下での命令に従って何らかの商品、素材または物品の引き渡しを受けた者は、第7条に基づく命令が出されなかった場合には、当該条に基づく用命まで、またはかかる命令を出さないという決定に至るまで、それらを保持するものとする。

物品、素材または商品の処分に関する命令

7. - (1) 第6条の下での命令に従って何らかの商品、素材または物品の引き渡しがあった場合は、裁判所に対し以下を求める出願書を作成することができる。

- (a) それらの破壊または裁判所が妥当と考える者への没収の命令、または
- (b) かかる命令は出されないとの決断

(2) いかなる命令を出すべきであるか考慮する際、裁判所は以下を鑑みるものとする。

- (a) 第4条に基づく訴訟において得られる他の救済措置が原告への弁償およびその利権の保護として妥当となりうるか
- (b) 原告に不利な影響を与えるような方法で商品、素材または物品が処分されることのないようにすることの必要性

(3) 裁判所は、商品、素材または物品について利権を持つ者に対し通知の送達に関する指示を出すものとする。

(4) 商品、素材または物品について利権を持つ者はいずれも、

- (a) 第(3)款の下での通知を送達されたか否かにかかわらず、本条に基づく命令のための訴訟に出廷する、ならびに
- (b) 命令のための訴訟に出廷するか否かにかかわらず、任意の用命に対し反訴する権利を有する。

(5) 本条に基づく命令はいずれも、上訴の通知を出しうる期間の終わりまでは、または上訴の通知がその期間の終わり以前になされた場合には上訴の手続きの最終的な決定もしくは放棄までは、効力を持たないものとする。

(6) 商品、素材または物品について利権を持つ者が複数いる場合には、裁判所は商品、素材または物品がどのように売られまたはその他の方法で処理され、利益を分割するのかを指示することができ、また公正であると考えるその他任意の命令を出しうるものとする。

(7) 本条に基づく命令は出されないものと裁判所が決定した場合、商品、素材または物品をその引き渡し以前に所持、保護または管理下に置いていた者はその返却を受ける権利を有する。

第4条に基づく根拠無き訴訟の脅威に対する救済措置

8. - (1) 何者かが第4条が適用される行為を行ったとして他者に対し提訴による脅威を与えた場合、ただし以下、

(a) 商品のラベル付けまたは包装に使用するあるいは使用を意図する商品または素材に関連する地理的表示の付与、または

(b) その地理的表示が使用された商品またはその包装の輸入を除き、不当な扱いを受けた者は本条に基づき救済措置を求めて提訴することができる。

(2) 適用されうる救済措置は以下のいずれかとなる。

(a) 脅威が正当性を欠くことの宣言

(b) 脅威の継続に対する差止命令

(c) 不当な扱いを受けた者が脅威により被った損失についての損害賠償

(3) 本条の下での訴訟原告は、提訴すると脅威を与えたところの行為が第4条が適用される行為に該当する（または終了済みの場合、該当するものであった）と被告が示す場合を除き、第(2)款に述べた救済措置を得る権利を有する。

(4) 本条の下での訴訟被告が、提訴すると脅威を与えたところの行為が第4条が適用される行為に該当する（または終了済みの場合、該当するものであった）と示す場合にあっては、原告は問題の行為に対し本法の例外規定が適用されることを示せば救済措置を得る権利を変わらず持つ。

(5) 本条の適用上、地理的表示が登録済みのものである、または登録出願がなされているとの通知のみでは、提訴すると脅威を与えたことにはならない。

(6) 本条の如何なる規定も、弁護士および事務弁護士に対して、依頼人の代理としてその者の職業上の資格においてなした行為に関して本条に基づく訴訟の責任を負わせるものではない。

裁判所による宣言

9. 本条とは別に宣言を行う裁判所の管轄権を害することなく、裁判所は、行為を行う者または行為を行うことを提案する者と地理的表示により識別される商品の関係者との間の訴訟手続きにおいて、地理的表示により識別される商品のその関係者または他の関係者により別段の主張がされなかったとしても、第4条がその行為または提案された行為に適用されない旨の宣言を行うことができる。

指定商品に対する同名の地理的表示

10.- (1) 同名の地理的表示により識別される指定商品の関係者は、第4条が適用される行為の実行に対し、当該条に基づく措置を講じることができる。

(2) 同名の地理的表示により識別される指定商品の関係者は、同名の地理的表示に関して実務上の条件が第42条(2)に基づき登録官により課せられていない場合に、同名の地理的表示が互いと差異化されるような実務上の条件の宣言を裁判所に求めることができる。

(3) 裁判所は、第(2)款の下での宣言に際し、以下を考慮するものとする。

- (a) 全ての関係者に対し衡平な待遇となるようにすることの必要性
- (b) 消費者に誤認させないようにすることの必要性

第三部

例外

第 1 区分 - 全ての地理的表示に適用されうる例外

例外扱いとなる地理的表示の使用

11. 第 4 条は以下には適用されない。

- (a) 公序良俗に反する地理的表示であるところの地理的表示の使用
- (b) 原産の国または地域において保護されていないあるいは保護されなくなった地理的表示であるところの地理的表示の使用
- (c) シンガポールにおける商品または役務の一般名称と同一である何らかの商品または役務に関連する地理的表示の使用
- (d) 当該のまたはその他あらゆるブドウの品種の蔓からの産物に関し、1995 年 1 月 1 日時点でシンガポールに存在するブドウ品種の一般名称と同一である地理的表示であるところの地理的表示の使用
- (e) 本法の下で登録されておらず、また原産の国または地域において廃止された地理的表示の使用

先行使用者に関する例外

12. - (1) 任意の商品または役務に関連する（ワインまたは蒸留酒を識別する地理的表示であるところの）地理的表示の適格者による使用に対し、適格者またはその者およびその前権利者がそうした商品または役務または関連の商品または役務に関して

- (a) 1994 年 4 月 15 日以前に少なくとも 10 年間、または
- (b) その日時以前に善意により

シンガポールにおいて継続的にその地理的表示を使用してきた場合には、第 4 条は適用されない。

(2) 以下の場合、地理的表示と同一または類似する商標の何者かによる使用に対し、第 4 条は適用されない。

(a) 商標法（第 332 章）または商標に関連するそれ以前の任意の成文法の下で商標登録出願が善意をもってなされ、または商標登録が善意をもって登録された場合、または

(b) その者が、またはその者およびその前権利者が事業過程において

(i) 1999 年 1 月 15 日以前に、または

(ii) 件の地理的表示が原産の国または地域において保護される以前に

シンガポールにおいて継続的に善意をもってその商標を使用してきた場合。

(3) 第 (1) 款の適用上、「適格者」とは

(a) シンガポール市民またはシンガポール国内の個人居住者、

(b) 任意のシンガポール法の下で登記された法人、または

(c) シンガポール国内に現実に存在および稼働する工業的または商業的企業を持つその他の者

を意味する。

個人名の使用に対する例外

13. 事業過程において人がその名前またはその者の事業上の前任者の名前を使用することに対しては、名前が公衆の誤認を招くような方法で使用されている場合を除き、第 4 条は適用されない。

訴訟不提起に対する例外

14. - (1) 何者かによる地理的表示を内包するあるいはそれからなる商標の使用に対し、以下の日時のうちより早い方の直後から 5 年間の失効期限の後には、第 4 条に基づく訴訟は一切提起されることがないものとする。

(a) その者またはその前権利者によるかかる使用がシンガポール国内で一般に認知された日

(b) 商標がその日時までに公告されていた場合には、商標法（第 332 章）または商標に関連するそれ以前の任意の成文法の下で商標が実際に登録された日

(2) 商標が悪意をもって使用または登録された場合には、第 (1) 款は適用されないものとする。

第 2 区分 - 登録済み地理的表示に適用されうる例外

例外扱いとなる登録済み地理的表示の使用

15. 第 4 条は以下には適用されない。

(a) シンガポールにおいてかかる商品または役務を指す一般的な言葉として通例使用される用語と同一の名称であるような、任意の商品または役務に関連する登録済み地理的表示に含まれる任意の名称の事業過程における使用、または

(b) 植物の品種または動物の品種名であるところの、登録済み地理的表示または登録済み地理的表示に含まれる任意の用語の事業過程における使用。

登録済み地理的表示および商標の先行使用者に対する例外

16. - (1) 任意の商品または役務に関連する（ワインまたは蒸留酒以外の任意の商品を識別するもの地理的表示であるところの）登録済み地理的表示の適格者による使用に対し、適格者またはその者およびその前権利者がそうした商品または役務または関連の商品または役務に関して

(a) 2004 年 1 月 1 日以前に少なくとも 10 年間、または

(b) その日時以前に善意により

シンガポールにおいて継続的にその地理的表示を使用してきた場合には、第 4 条は適用されない。

(2) 登録済み地理的表示と同一または類似する商標の何者かによる使用に対し、

(a) 商標が登録商標または国際商標（シンガポール）であり、商標法（第 332 章）の下で商標について主張される優先権を（妥当な場合においては）鑑みるに、シンガポールにおける地理的表示の登録出願の日時より以前に商標法または商標に関連するそれ以前の任意の成文法の下で、

- (i) 商標の登録出願は善意をもって行われた、または
 - (ii) 商標は善意をもって登録された
- または、
- (b) その者が、またはその者およびその前権利者が、地理的表示のシンガポールにおける登録出願の日時以前に、シンガポールにおいて継続的に善意をもってその商標を事業過程において使用してきた場合
- には、第 4 条は適用されない。
- (3) 以下の場合、登録済み地理的表示と同一または類似する商標の何者かによる事業過程における使用に対し、第 4 条は適用されない。
- (a) 商標がシンガポールにおける地理的表示の登録出願の日時以前にシンガポールにおいて著名な商標である場合、および
 - (b) その商標に対する第 4 条の適用がその地理的表示により識別される商品の正しい出自について消費者に誤解を与えかねない場合。
- (4) 第 (1) 款の適用上、「適格者」とは
- (a) シンガポール市民またはシンガポール国内の個人居住者、
 - (b) 任意のシンガポール法の下で登記された法人、または
 - (c) シンガポール国内に現実に存在および稼働する工業的または商業的企業を持つその他の者を意味する。

第四部

地理的表示登録局および管理運営

第 1 区分 - 登録官

地理的表示登録官およびその他の職員

- 17.- (1) 地理的表示登録局の管理権限を持つ地理的表示登録官を置くものとする。
- (2) 第 18 条に基づく登録官の権限以外全ての本法に基づく登録官としての権限および機能を登録官の管理下で持つ、1 人または複数の地理的表示副登録官を置くものとする。
- (3) 1 人または複数の地理的表示補助登録官を置くものとする。
- (4) 本条に基づく登録官ならびにその他全ての職員は、大臣により任命されるものとする。

登録官による委任

- 18.- (1) 登録官は、特定の事項または事項の種別に関して、自筆の書面により、本法に基づく自身の権限および機能の全てまたは任意の部分（この委任権限を除く）を、地理的表示補助登録官、公務員、またはその事項または事項の種別に関して適格である、もしくは経験がある任意の者へと、

委任された権限および機能が委任の書類において特定された事項または事項の種別について委任者により行使されるよう、委任することができる。

(2) 本条に基づく委任は任意に取り消すことができ、いかなる委任も地理的表示登録官または副登録官による権限または機能の行使を妨げることはないものとする。

(3) 第(1)款に述べた適格であるもしくは経験がある者は、刑法(第224章)の適用上、委任された権限および機能を行使する際には公務員とみなされるものとする。

地理的表示登録局

19. 本法の適用上、地理的表示登録局として認知さるべき事務局を設立するものとする。

登録局の公印

20. 登録局は印章を備えるものとし、その印章の印影は司法上認知されるものとする。

第2 区分 - 登録簿

地理的表示登録簿

21. - (1) 登録官は、地理的表示の登録簿を維持するものとする。

(2) 登録簿には、本法に則って以下を記入するものとする。

(a) 登録済み地理的表示、および

(b) 登録済み地理的表示に関する、その他指定された事項。

(3) 登録簿は、全体的にまたは部分的にコンピュータを使用して維持することができる。

(4) 登録簿を維持する目的でコンピュータを使用して作成された特定のまたはその他の事項の記録は、そのいかなるものも登録簿への登録とみなされる。

登録簿等の改正および修正

22. - (1) 十分に利害のある者は誰であれ登録簿における誤りや不足について改正を出願することができる。

(2) 地理的表示の登録の有効性に影響を及ぼす事項に関しては、改正出願はできない。

(3) 改正出願は登録官に対しても裁判所に対しても行えないが、ただし

(a) 件の地理的表示に関する訴訟が裁判所で係争中の場合、出願は裁判所に対して行わなければならない。また、

(b) その他の場合において、出願が登録官に対して行われた場合、登録官は訴訟の任意の段階においてその出願を裁判所に付託することができる。

(4) 登録官または裁判所は、登録簿に誤りもしくは不足が存在し改正が行われるべきであると納得した場合には改正出願を許可しうる。

(5) 登録官または裁判所が別途指示する場合を除き、件の誤りもしくは不足が最初から存在しなかったとみなされることをもって登録簿の改正の効力とする。

(6) 登録官は、登録済み地理的表示の登録者による規定の様式に則った要請に応え、登録簿に記録されているその名前または住所について任意の変更を登録することができる。

(7) 登録官は、無効となったと判断した任意の事項を登録簿から削除することができる。

登録簿の閲覧および引用

23.- (1) 登録簿は登録局にて登録局の就業時間中あらゆる者に対し閲覧の用に供されるものとする。

(2) 登録簿または登録簿の一部がコンピュータの使用により維持される場合、登録簿または登録簿のその部分を閲覧したい者に対し、登録簿または登録簿のその部分に記録された特定のまたはその他の事項を画面上で読める、またはその複製を印刷して入手できるようなコンピュータ端末の利用が許されていれば第 (1) 款は充足される。

(3) 登録簿内の登録の公認された複製または登録簿からの公認された引用を出願する者は誰でも、規定の費用にてかかる複製または引用を入手する権利を有する。

(4) 本条において、「公認された複製」および「公認された引用」とは登録官により公認された複製および引用を意味する。

登録簿等の偽造

24. 該当の登録もしくは物が偽りであると知りつつまたはかく信じる理由がありつつ、

(a) 登録簿に偽りの登録を作成する、あるいは作成に至らしめる、

(b) 登録簿内の登録の複製と称して偽りの物を作成する、あるいは作成に至らしめる、または

(c) 段落 (b) で言及される任意の物を証拠として作成または提出する、あるいは作成または提出に至らしめる

者は有罪とし、50,000 ドル以下の罰金刑もしくは5年以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科するものとする。

登録済みのものと偽っての地理的表示の提示

25.- (1) 提示が偽りであると知りつつまたはかく信じる理由がありつつ、
(a) 地理的表示について登録済み地理的表示であると偽って提示する、または
(b) 該当する地理的表示が登録されている商品について偽りの提示を行う
者は有罪とし、10,000 ドル以下の罰金刑に処すものとする。

(2) 本条の適用上、地理的表示に関連する
(a) 「登録済み」の文言、または
(b) 登録への言及（明示的暗示的問わず）を含むその他あらゆる文言または象徴
のシンガポール国内における使用は、言及がシンガポール以外においてのものについてであること、ならびに件の商品に対して地理的表示が事実としてそのように登録されているということが示されていない限り、本法に基づく登録を示すものとみなされるものとする。

第 3 区分- 登録官の権限および責務

登録官により裁定された費用

26.- (1) 登録官は、その面前に出廷する任意の当事者に対し、本法に基づく規則により定められる金額にて諸事に関する費用を裁定することができる。

(2) 登録官による費用または費用の任意の一部分の算定は規則により定めることができる。

(3) 費用の裁定または費用の算定を希望する当事者は、規則に従って登録官に出願しなければならない。

(4) 一方の当事者が他の当事者の費用を支払うよう命令された場合、その費用は、前者が後者に支払うべき金銭債務として、管轄権を有する裁判所において回収することができる。

訴訟費用の担保

27. シンガポール国内にて居住せずまた事業を営んでいない者が

- (a) 第 45 条に基づく異議申立を行う場合、
 - (b) 第 46 条に基づき、登録簿内の登録について登録済み地理的表示に対して与えられる権利の制限を要請する場合、または
 - (c) 第 52 条に基づき、地理的表示の登録取り消しを登録官に対し出願する場合、
- 登録官は、手続き費用の担保を提供するようその者に請求することができ、担保が提供されない場合は、当該手続きを却下することができる。

登録官に係属する証拠

28. 登録官は、本法に基づき自身に係属する任意の訴訟の適用上、

- (a) 証人を召喚し、
- (b) 口頭その他の方法で宣誓に基づく証拠を受領し、ならびに

(c) 書類または物品の提出を要求することができる。

召喚出頭義務違反は罪

29.- (1) 証人として登録官の下に出頭するよう召喚された者は、合法的な理由なしに、召喚に従って出頭することを怠ってはならない。

(2) 任意の書類または物品を提出するよう登録官に要求された者は、合法的な理由なしに、書類または物品を提出することを怠ってはならない。

(3) 第 (1) 款または (2) に違反する者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金刑もしくは 3 月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

証言拒否は罪

30.- (1) 登録官の下に出頭する者は、合法的な理由なく宣誓もしくは確約を拒否し、または法に則り提出を要する書類または物品の提出もしくは回答を要する質問への回答を拒否してはならない。

(2) 第 (1) 款に違反する者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金刑もしくは 3 月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

公務に関する免責

31.- (1) 庁および登録官は、本法またはシンガポールが参加する任意の条約、契約あるいは約束に基づく地理的表示の登録の有効性を保証するものとはみなされないものとする。

(2) 庁および登録官はいずれも、本法またはかような任意の条約、契約あるいは約束により要求されまたは認容される審査、また報告書もしくは当該審査の結果としての訴訟を理由としてあるいはそれらに関して、何ら責任を負わない。

(3) 本条により庁または登録官が責任を負わない事項に関しては、庁の職員または登録官に対していかなる訴訟も提起されることはないものとする。

登録官による申立

32.- (1) 第 (2) 款の規定または本法に基づき制定される規則に定めがある場合を除き、本法またはその下に制定された規則に基づく事項についての登録官の決定には、上訴はないものとする。

(2) 以下の事項は、裁判所への上訴対象となるものとする。

(a) 第 22 条に基づく登録官の決定

(b) 別表に規定する商品の種別に特定の商品が当てはまるかについての第 40 条 (2) に基づく登録官の決定

- (c) 地理的表示の登録可能性についての登録官の決定
- (d) 同名の地理的表示を先の地理的表示から差異化する実務上の条件に関する第 42 条 (2) に基づく登録官の決定
- (e) 登録簿内の登録について登録済み地理的表示に対して与えられる権利の制限要請に関する第 46 条 (5) に基づく登録官の決定
- (f) 第 52 条に基づく取り消し要請に関する登録官の決定

第 4 区分 - 書式、費用、就業時間および公告

書式および登録官の指示

33. 大臣は、登録官による以下の公告に関して規則を制定することができる。

- (a) 地理的表示の登録またはその他本法に基づき登録官の下に出頭する手続きに関する目的で使用するための書式
- (b) 登録官が発行する業務指令

費用

34. - (1) 本法に基づく出願、登録およびその他の事項に関しては、所定の手数料を納付するものとする。

(2) 大臣は、所定の事情における手数料の免除について規則を定めることができる。

(3) 徴収された手数料は全て庁の基金へ納付されるものとする。

就業時間および非就業日

35. - (1) 登録官は、以下を指定するための業務指令を発することができる。

- (a) 登録局の就業時間、および
- (b) 非就業日として取り扱われる日

(2) 大臣は、以下について本法に基づく任意の業務の差配を定めることができる。

- (a) 任意の日の登録局の就業時間後
- (b) 非就業日にあたる日

(3) 第 (1) 款および (2) の適用上、

- (a) 異なる業務の種類に対しては、異なる就業時間を指定することができる。
- (b) 異なる業務の種類に対しては、異なる非就業日を指定することができる。
- (c) 異なる業務の種類に対しては、
 - (i) 登録局の就業時間外、または
 - (ii) 非就業日

について異なる業務の差配を規定することができる。

(4) 本条において、任意の業務種類に関する「非就業日」とは、その業務種類については公務の適用上において登録局が閉鎖されているとみなされるところの日を意味する。

地理的表示出願等の公告

36. 大臣は、登録官による地理的表示の登録出願の詳細および登録官が妥当と考える地理的表示に関するその他の情報についての公告のための規則を定めることができる。

代理人の承認

37. 規則により別段の定めがある場合を除き、本法の下で地理的表示の登録に関して何者かによりまたはそれに対して行うことが要請または認可されている何らかの行為または登録済み地理的表示に関連する手続きは、その者により口頭または書面にて許可された代理人によりまたはそれに対して行うことができる。

第五部

地理的表示の登録

第1区分-登録

登録を出願しうる者

38. 以下の者はそれぞれ、地理的表示の登録出願を行う権利を有するものとする。

- (a) 出願に記載されている商品に関し、出願に記載されている地理的領域において、生産者として活動を行う者
- (b) 段落 (a) で言及のある者の協会
- (c) 登録により得ようとする地理的表示に対して責任のある監督当局

地理的表示の登録出願

39.- (1) 地理的表示の登録出願は、登録官宛に規定の様式で作成されるものとし、以下を記載することとする。

- (a) 出願者の名前、住所および国籍
- (b) 登録出願における出願者の法定資格
- (c) 登録により得ようとする地理的表示
- (d) 地理的表示が該当する地理的領域
- (e) 地理的表示が該当する商品
- (f) 商品の品質、評判、またはその他の特性、ならびにその品質、評判、またはその他の特性（事例により該当するもの）がどのようにその商品の原産地たる場所に本質的に帰せられるものであるか

(g) 登録により得ようとする地理的表示がシンガポール以外の適格国に関連する場合、その地理的表示が適格な原産国において認知または地理的表示としての登録（当てはまる場合）を獲得してきたという証拠

(h) その他規定されうる詳細

(2) 出願には出願料およびその他妥当な費用がかかる場合はその支払いを要するものとする。

(3) 登録官は以下が満たされない場合には出願を受理しないものとする。

(a) 第（1）款に基づく全ての要件が満たされていること、

(b) 第（2）款に基づく全ての請求金額が支払われていること、

(c) 出願者が第 38 条に基づき地理的表示の登録出願を行う権利を有していること。

指定された商品の種類のみに関する登録

40.- (1) 地理的表示の登録出願は別表に規定する商品種別の一つ以上に該当する商品に関してのみ得ようとすることができる。

(2) 特定の商品が別表に規定する商品種別に該当するか否かは登録官が決定するものとする。

(3) 大臣は、官報での通知公告により別表を修正することができる。

登録拒否の根拠

41.- (1) 以下は登録できないものとする。

(a) 第 2 条に定義される「地理的表示」の意味に当てはまらない表示

(b) 別表に規定する商品種別のいずれにも当てはまらない商品を識別する地理的表示

(c) 公序良俗に反する地理的表示

(d) 原産の国または地域において保護されていないあるいは保護されなくなった地理的表示

(e) 登録を得ようとする地理的表示に関連する商品が、シンガポールにおける任意の商品の一般名称と同一であるような地理的表示

(f) 植物の品種または動物の品種名を含み、産物の正しい原産地について消費者の誤認を招き得る地理的表示

(2) 第（1）款（e）の適用上、シンガポールにおいて地理的表示を使用する任意のマーケティング素材は、そのマーケティング素材に関連する商品が、そうした商品が異なる場所の原産でありながらその地理的表示の地理的原産地の原産であると（例えば文言や写真を利用して）誤認を招くような方法で示唆する場合に、その地理的表示がシンガポールにおけるいかなる商品の一般名称でもないという関連的証拠となるものとする。

(3) 第 42 条により、地理的表示が先行の地理的表示と同一または類似しており、またそれと同じ地理的原産地を持っているために公衆の側で混乱の可能性が高い場合には、地理的表示は登録されないものとする。

(4) 第 (7) 款により、以下の理由から公衆の側で混乱の可能性が高い場合には、地理的表示は登録されないものとする。

- (a) 地理的表示が商標と同一または類似している
- (b) 商標が第 (5) 款に示す条件の一方または両方を満たしている

(5) 第 (4) 款 (b) で言及のある条件とは以下の通りである。

(a) 商標が登録商標または国際商標（シンガポール）であり、商標法（第 332 章）の下で商標について主張される優先権を（妥当な場合においては）鑑みるに、シンガポールにおける地理的表示の登録出願の日時より以前に商標法または商標に関連するそれ以前の任意の成文法の下で、

- (i) 商標の登録出願は善意をもって行われた、または
- (ii) 商標は善意をもって登録された。
- (b) 商標がシンガポールにおいて地理的表示のシンガポールでの登録出願の日時以前から善意をもって事業過程において使用されてきた。

(6) 第 (7) 款により、以下の場合には商標と同一または類似した地理的表示は登録されないものとする。

- (a) 商標がシンガポールにおける地理的表示の登録出願の日時以前にシンガポールにおいて著名な商標である場合、および
- (b) その地理的表示の登録がその地理的表示により識別される商品の正しい出自について消費者の誤認を招き得る場合。

(7) 登録官は自己の裁量で、第 (4) 款または (6) で言及のある商標の専有者が、

- (a) 登録に合意した場合、または
 - (b) 第 45 条 (2) に則り登録への反対を登録官に通知することを怠った
- 場合には、第 (4) 款または (6) で言及のある任意の地理的表示を登録することができる。

(8) 本条において、「マーケティング素材」には商品のラベル付けまたは包装、もしくは商品の宣伝に利用される素材が含まれる。

同名の地理的表示の登録

42.- (1) 登録官は、先行の地理的表示に関する同名の地理的表示であるところの地理的表示を登録することができる。

(2) 第 (1) 款の適用上、登録官は、同名の地理的表示を先行の地理的表示から差異化する実務上の条件付きで同名の地理的表示を登録することができる。

(3) 第 (2) 款に基づいて課される実務上の条件を決定するにあたり、登録官は以下を考慮に入れるものとする。

- (a) 全ての関係者に対し衡平な待遇となるようにすることの必要性

(b) 消費者に誤解を与えないようにすることの必要性

(c) 同名の地理的表示についての登録出願者および先行の地理的表示の登録出願者または登録者（事例により該当するもの）の見解および提案。

(4) 大臣は、第（3）款（c）および関連する事項の適用上の手続きについて規定する規則を作成することができる。

(5) 登録官が第（2）款に基づき実務上の条件を課すことを決定した場合、登録官は件の同名の地理的表示全てに対して実務上の条件を課すものとする。

審査

43.- (1) 登録官は、地理的表示の登録出願が本法の要件（本法に基づいて作成された規則により課されるあらゆる要件を含む）を満たしているか審査するものとする。

(2) 第（1）款の適用上、登録官は必要と思われる範囲において、先行の商標および先行の地理的表示についての検索を行うことができる。

(3) 登録の要件が満たされていない、またはそれらの要件を満たすために追加の情報もしくは証拠が必要だと登録官が判断した場合には、登録官は出願者に通知し、指定しうるところの期限内において再提出、出願の修正、または追加その他の情報もしくは証拠の用意を行う機会を与えるものとする。

(4) 第（3）款において言及のある期間内に、出願者が返答をしたものの登録官に対しそれらの要件が満たされたと納得させられなかった、もしくは満たすための出願の修正、または追加その他の情報もしくは証拠の用意を行えなかった場合は、登録官は出願の受理を拒否しうる。

(5) 第（3）款において言及のある期間内に、出願者が返答しなかった場合には、出願は放棄されたものとして扱われるものとする。

(6) 登録の要件が満たされたと登録官が判断した場合は、登録官は出願を受理するものとする。

(7) 本款の適用上、「先行の地理的表示」とは、

(a) 登録商標または国際商標（シンガポール）であり、商標法（第 332 章）の下で商標について主張される優先権を（妥当な場合においては）鑑みるに、その登録出願が件の地理的表示の登録出願より先に行われたもの、または

(b) 件の地理的表示の登録出願の日時において著名商標であった商標を意味し、それについて登録出願がなされているところの、および、登録済みである場合、そのように登録されたことにより段落（a）によって先行の商標となるような商標を含む。

技術顧問の任命

44.- (1) 登録官は、登録官に係属する任意の事項および本法に基づくその任意の機能の履行について登録官に意見を提供する、一名または複数名の技術顧問を任命することができる。

(2) 第 (1) 款に基づいて任命された技術顧問により提供される意見について、登録官はそのいかなるものも受け入れる義務を持つものではない。

公告および異議申立手続き

45.- (1) 地理的表示の登録出願が受理された時には、登録官はその出願を規定の方法により公告させるものとする。

(2) 出願の公告の日時の後規定の時間内においては、登録への反対意見を誰でも登録官に対し通知することができる。

(3) 通知は規定の方法により書面にて行うものとし、反対の根拠の陳述およびその他規定されうる事項を含むものとする。

(4) 大臣は、異議申立手続きおよび関連する事項について規定する規則を作成することができる。

登録簿編入に際しての適格性要求

46.- (1) 第 45 条に基づく登録出願の公告日以後の任意の時間において、登録済み地理的表示に関して本法に基づいて与えられる権利について、誰でも登録簿に以下のごとく制限を登録するよう要請することができる。

- (a) 地理的表示に含まれる名称に関して、または
- (b) 地理的表示の翻訳としてあり得る用語に関して。

(2) 第 (1) 款に基づく要請は、以下の根拠のいずれかまたは両方によってのみ行える。

- (a) 第三部において言及のある例外の一つまたは複数が適用される
- (b) 第 (1) 款 (b) にて言及のある用語は地理的表示の翻訳ではない

(3) 要請は登録官宛に規定の方法により書面にて行うものとし、要請の根拠の陳述およびその他規定されうる事項を含むものとする。

(4) 大臣は、本条の適用上の手続きおよび関連する事項について規定する規則を作成することができる。

(5) 第 (6) 款により、登録官は、第 (2) 款にて言及のある根拠のいずれかまたは両方に合致すると納得する場合、以下のうち該当するものに関して本法に基づいて与えられる権利について、その制限を登録させるものとする。

- (a) 登録済み地理的表示に含まれる任意の名称

- (b) 登録済み地理的表示の翻訳ではない任意の用語
- (c) 登録済み地理的表示の翻訳である任意の用語

(6) 本条の適用上の何らかの手続きが第 48 条に基づく地理的表示の登録に先立って完了した場合は、件の地理的表示の登録を待って制限が登録簿に登録されるものとする。

(7) 登録済み地理的表示が第 (5) 款により制限の対象となる場合は、それに従って地理的表示に関連する関係者の権利が制限される。

(8) 大臣は、第 (5) 款に基づく制限の公告および登録簿への登録について規則を作成することができる。

出願の取下または修正

47.- (1) 出願者は地理的表示の登録出願を任意の時点で取り下げることができる。

(2) 以下の修正についてのみ、地理的表示の登録出願は出願者の要請により修正することができる。

- (a) 出願者の名前または住所、
- (b) 文言または転写の誤り、または
- (c) 明らかな間違い

また、地理的表示の同一性に著しい影響を及ぼさない修正に限る。

(3) 大臣は、地理的表示または当該地理的表示の登録出願に含まれる商品に影響を及ぼす任意の修正の公告、およびそれに影響を受けたと主張する者からの意義の発議に対して規則を作成することができる。

登録

48.- (1) 地理的表示の登録出願が受理され、

- (a) 第 45 条 (2) にて言及のある期間内に反対意見の通知がなされない、または
- (b) 全ての異議申立手続きが取下げられた、または出願者に有利に裁定された

場合には、登録官はその地理的表示を登録するものとする。

(2) 登録日は、登録官が第 (1) 款に基づいて地理的表示を登録した日とする。

(3) 地理的表示の登録に際し、登録官は出願者に対し登録証書を発行する。

(4) 登録済み地理的表示について与えられる権利の制限要請が地理的表示の登録日以前に行われた場合であって、またその要請がかかる登録日において保留中である場合には、要請の帰結を待つ間、いずれの関係者も、要請の争点である地理的表示に関連する行為の実行について第 4 条の下で要請の作成者を訴追することはないものとする。

受理の取消

49.- (1) 第 48 条 (1) にかかわらず、地理的表示が登録される以前に登録官が、
(a) 当該地理的表示の登録出願が審査過程における過誤または遺漏により受理された、または
(b) 事例の特殊事情により、当該地理的表示は登録されるべきものではなかった
と納得する場合、登録官は出願の受理を取り消すことができる。

- (2) 登録官が受理を取り消す場合、
(a) 出願は最初から受理されなかったものとみなされ、また
(b) 出願に関しては第 43 条が再度適用される。

第 2 区分 - 登録済み地理的表示の管理運営

登録の期間

50.- (1) 地理的表示は、登録日から 10 年の期間登録されるものとする。

(2) 第 51 条に従い、地理的表示の登録は各更新につきさらに 10 年の期間更新することができる。

登録の更新

51.- (1) 地理的表示の登録更新については、規定の方法によりまた規定の費用の支払いにより誰でも申請することができる。

(2) 大臣は登録官に対し、登録済み地理的表示の登録者へ失効期日および登録を更新しうる方法について登録の失効期限以前に通知するための規則を作成することができる。

(3) 更新の申請は、登録の失効期日以後 6 月以内に提出するものとする。

(4) 地理的表示の登録更新は、以前の登録の失効時点から発効するものとする。

(5) 本条および第 (2) 款にて言及のある規則に従って登録が更新されない場合、登録官は地理的表示を登録簿から削除するものとする。

地理的表示の登録の抹消

52.- (1) 以下により、地理的表示の登録は抹消される。
(a) 登録者からの申請を受け、登録官により、または
(b) 第 (2) 款にて言及のある根拠のいずれかに基づくその他の者からの申請を受け、大臣または登録官により。

- (2) 第 (1) 款 (b) にて言及のある地理的表示の登録抹消の根拠は以下の通りである。
- (a) 地理的表示が第 41 条に反して登録されていた
 - (b) 登録が詐欺の方法または不当表示により得られていた
 - (c) 地理的表示が原産の国または地域において保護されなくなった
 - (d) シンガポールにおいて、商業化、販売促進、または市場監視を含む、地理的表示に関連する商業活動または利権が維持できなかった
 - (e) 登録済み地理的表示により識別される商品についての関係者の活動の欠如により、シンガポールにおいて地理的表示がそれらの商品の一般名称となった
- (3) 第 (1) 款 (b) に基づく地理的表示の登録抹消の申請は、以下を除き登録官または裁判所に提出することができる。
- (a) 件の地理的表示についての訴訟が裁判所で係争中である場合、申請は裁判所宛になされなければならない、また
 - (b) その他の事例において申請が登録官宛になされた場合、登録官は訴訟の任意の段階においてその申請を裁判所に付託することができる。
- (4) 大臣は、以下の通り規則を作成することができる。
- (a) 第 (1) 款 (a) に基づき地理的表示の登録を抹消しうる方法を規定するため、および
 - (b) その登録済み地理的表示に利権を持つ他の者の利益を保護するため。
- (5) 第 (1) 款 (a) に基づき地理的表示の登録が抹消される場合、その地理的表示により識別される商品の登録により関係者に与えられる権利は、登録の抹消日をもって消失するものとする。
- (6) 地理的表示の登録が第 (2) 款 (a) または (b) にて言及のある根拠により抹消された場合、その地理的表示は最初から登録されていなかったものとみなされるものとする。
- (7) 地理的表示の登録が第 (2) 款 (c) 、 (d) または (e) にて言及のある根拠により抹消された場合、その地理的表示により識別される商品の登録により関係者に与えられる権利は、以下をもって消失するものとする。
- (a) 抹消の申請日
 - (b) 根拠がより早くから存在したと登録官または裁判所が納得する場合は、その早い方の日
- (8) 本条に基づく地理的表示の登録抹消は、地理的表示に関連する権利のうち登録により与えられるものではないものに対しては影響を及ぼさないものとする。

登録済み地理的表示の登録移譲

- 53.- (1) 登録者は、登録済み地理的表示の登録が別の者に移譲されるよう登録官に申請することができる。
- (2) 以下の者への場合を除き、登録は他者に移譲されることはないものとする。

- (a) 第 38 条に基づく地理的表示の登録出願を行う権利を有する者、および
- (b) 自身への登録移譲を受けることに合意している者

第 3 区分 - その他

その他の書類の修正

54. 登録官は、出願した者（地理的表示の出願を除く）または通知その他の書類を提出した者の書面請求によりまたはその者の代理人の書面請求により、出願、通知または書類を次の場合に修正することができる。

- (a) 誤記もしくは明らかな誤りを訂正する場合、または
- (b) 事例の状況全体においてそうすることが公正かつ合理的であると登録官が考える場合。

第六部

水際機関による補助

第 1 区分 - 水際措置

本部分の解釈

55. 本部分においては、文脈上異なる解釈が必要となる場合を除き、

「飛行機」とは、輸出入規制法（第 272 章 A）第 2 条におけるものと同じ意味を持つ。

「公認職員」とは、

(a) 税関法（第 70 条）第 3 条（1）に定義される税関職員、または

(b) 本部分により公認職員として与えられまた課される権限を行使した職務を履行するために大臣により官報での通知によって任命される任意の職員、もしくは職員の職種または種類を意味する。

「輸送」とは、輸出入規制法第 2 条におけるものと同じ意味を持つ。

「留置商品」とは、第 56 条または第 67 条に基づき留置された商品を意味する。

「長官」とは、関税法第 4 条（1）に基づいて任命される関税税務長官をいう。

「輸送中の産物」とは、シンガポール内で陸揚げされるか積み替えられるかを問わず、同一のまたは別の輸送機関によって別の国に運送されるべき輸入産物をいう。

「侵害行為」とは、留置商品の輸入または輸出に関する第 4 条に基づく行動を意味する。

「要請者」とは、第 56 条（1）に基づいて長官に書面による通知を提出する者を意味する。

「保持期間」とは、留置商品との関連において、以下を意味する。

(a) 商品に関して第 59 条に基づいて行われる通知により規定される期間、または

(b) その期間が第 59 条に基づいて延長された場合は、かように延長されたその期間

「上級公認職員」とは、以下を意味する。

(a) 税関法第 3 条（1）に定義される上級税関職員、または

(b) 本部分により上級公認職員として与えられまた課される権限を行使した職務を履行するために大臣により官報での通知によって任命される任意の職員、もしくは職員の職種または種類を意味する。

「侵害が疑われる商品」とは、登録済み地理的表示と同一の用語を含むがその登録済み地理的表示が示す場所を原産としない商品、またはその包装を意味する。

「車両」とは、輸出入規制法第 2 条におけるものと同じ意味を持つ。

「船舶」とは、輸出入規制法第 2 条におけるものと同じ意味を持つ。

侵害が疑われる商品に対する留置請求

56.- (1) 登録済み地理的表示により識別される商品の関係者は、以下の通知を長官に提出することができる。

(a) 自身について以下の通り述べたもの

(i) 登録済み地理的表示により識別される商品の生産者である

(ii) 登録済み地理的表示により識別される商品の取扱業者である、または

(iii) 登録済み地理的表示により識別される商品のかかる生産者のあるいは取扱業者の、もしくはかかる生産者および取扱業者の協会

(b) 登録済み地理的表示に関して侵害が疑われる商品であるところの商品が輸入または輸出される予定であると述べたもの

(c) 以下のために必要となる情報を十分に提供するもの

(i) 商品を特定する

(ii) 該当の事項について、商品がいつ、またどこからあるいはどこへ輸入または輸出される予定であるかを長官が確認できるようにする、および

(iii) その商品が侵害が疑われる商品であると長官を納得させる

(d) 長官に対し、商品の留置を要請するもの

(2) 第 (1) 款に基づいて提出された通知は、本法の下で作成された規則により定めうるところの書類および情報により裏付けられ、また定めうるところの費用を伴うものとする。

(3) 第 (1) 款に基づく通知は、期間の満了以前に要請者から長官に提出された書面による通知により取り消された場合を除き、その通知が提出された日から始まる 60 日の期間のが満了するまで有効となるものとする。

(4) 以下の場合、公認職員は商品を留置することができる。

(a) 登録済み地理的表示について第 (1) 款に基づく通知が提出されており、

(b) その通知は失効しておらず、かつ

(c) 何者かが、公認職員の見立てによれば件の登録済み地理的表示に関して侵害が疑われる商品であるような、輸送中の商品ではない商品を輸入または輸出している。

(5) 大臣は、以下を規定する規則を作成することができる。

(a) 本条に基づく通知の形式

(b) 通知が出されるべき時点および方法、ならびに

(c) 長官への情報および証拠の提出

留置、保管および処分 of 責務または経費の担保

57. 公認職員は、留置、保管および処分に関して政府が被る可能性の高い責務または経費の弁済、および第 62 条 (2) または第 63 条 (6) に基づき裁判所により命令されうるところの補償の支払いに関し、要請者が

(a) 長官の見立てによれば十分であるような金額を長官に預託、または

(b) 長官の意に適するような担保を提供

しない場合、第 56 条に基づく商品の留置を拒否することができる。

留置された商品の安全確実な保管

58. 留置された商品は、その留置直前における所有者、保護者または管理者により、長官が指示するところの安全確実な場所に移送されるものとする。

留置の通知

59.- (1) 商品が第 56 条に基づいて留置された後可及的速やかに、長官は輸入者または輸出者（事例により該当するもの）および要請者に対し、直接の対面もしくは郵送により、商品を特定しそれらが留置されたことを記述した書面による通知を行うものとする。

(2) 第 (1) 款に基づく通知には、以下の場合を除き、商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）へと返還する旨を記述するものとする。

(a) 通知に特記された日以降の指定の期間内に、商品に関しての侵害訴訟が要請者により提起され、また

(b) その期間内に、侵害訴訟が提起されたことを述べた書面による通知を要請者が長官に提出する。

(3) 第 (2) 款 (a) の適用において指定されるべき期間とは、その規定の適用上において規定される期間である。

(4) 第 (2) 款 (a) の適用において指定される日は、通知が行われた日以前とはならないものとする。

(5) 要請者は、第 (2) 款 (a) の適用において通知に指定される期間（当初期間）の満了以前に長官に提出した書面による通知により、期間の延長を要求することができる。

(6) 第 (7) 款により、

(a) 第 (5) 款に則った要求があり、また

(b) 要求を認めることが妥当であると長官が納得する

場合には、長官は当初期間を規定の期間分延長することができる。

(7) 第 (5) 款に則って行われた要求についての決断はその要求が出されてから 2 営業日以内に行われるものとするが、当該要求が関連するところの当初期間の満了後にはかかる決断は行い得ないものとする。

留置された商品の検査

60.- (1) 長官は、要請者もしくは輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し、留置された商品の検査を許可することができる。

(2) 要請者が長官に対して必要な保証を与える場合、長官は要請者に対し、長官の保護下にある留置された商品から要請者による検査のために供試品を持ち出すことを許可することができる。

(3) 輸入者または輸出者（事例により該当するもの）が長官に対して必要な保証を与える場合、長官は輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し、長官の保護下にある留置された商品から輸入者または輸出者（事例により該当するもの）による検査のために供試品を持ち出すことを許可することができる。

(4) 必要な保証とは、それを与える者が

(a) 長官の意に適する指定の時に供試品を長官に返還する、また

(b) 供試品の損傷を防ぐべく妥当な注意を払う

ことの書面による保証である。

(5) 長官が本条に則って要請者による留置された商品の検査または供試品の持ち出しを許可する場合、長官は以下に起因して輸入者または輸出者（事例により該当するもの）が負ったいかなる損失についても輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し責を負うことはない。

(a) 留置された商品へのその検査の間に生じた損傷、もしくは

(b) 長官の保護下から持ち出された留置商品に対し、あるいはそれに関連して、要請者または任意の他者により行われたこと、またはかかる供試品を利用して要請者が行ったこと

留置された商品の輸入者または輸出者への強制返還

61.- (1) 長官は、商品の保持期間の満了をもって、要請者がその期間の満了までに、

(a) 商品に関して侵害訴訟が提起されておらず、かつ

(b) 侵害訴訟が提起されたことを述べた書面による通知を長官に提出していない

場合には、留置された商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還するものとする。

(2) 長官は、

(a) 留置された商品に関して侵害訴訟が提起されており、かつ

(b) 訴訟提起の日から 3 週間の期間終了時点で、訴訟が提起された裁判所の商品の返還をを阻む命令が有効な形で存在しない

場合には、商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還するものとする。

(3) 要請者が留置された商品の返還に同意する旨を述べた書面による通知を長官に提出した場合、長官は商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還するものとする。

(4) 本条の有効性は、第 64 条に従う。

訴訟不提起に対する賠償

62.- (1) 第 56 条 (1) に基づき出された通知に従って商品が留置され、当事者たる要請者が保持期間内に商品について侵害訴訟を行わなかった場合には、かかる留置により不当な扱いを受けた者は要請者に対しての賠償命令を下すよう裁判所に申請することができる。

(2) 本条に基づく訴訟の原告が商品の留置により損害を被ったと裁判所が納得する場合には、裁判所は要請者に対し、裁判所が妥当と考える額の賠償を原告に支払うよう命令することができる。

侵害訴訟

63.- (1) 侵害訴訟に係争中である裁判所は、訴訟の主題に対して十分な利権を持つ者からの申請に対し、その者が訴訟の被告として加えられることを許可することができる。

(2) 公認職員は侵害訴訟の聴聞において審理を受ける権利を有する。

(3) 本条とは別に認められうる救済に加え、裁判所は以下を行うことができる。

(a) 任意の時に、裁判所が妥当と考える条件があればそれに従い、留置された商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還するよう命令を下す、または

(b) 指定の期間満了までは留置された商品を輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還しないよう命令を下す

(4) 裁判所は、政府または任意の法定機関が他の法の下で留置された商品の管理を保持すべく要請または許可を得ていると納得する場合には、第 (3) 款 (a) に基づく命令を下さないことがある。

(5) 長官は、第 (3) 款に基づいて下された命令に従うものとする。

(6) 裁判所は、

(a) 侵害訴訟が却下または中止された、または留置された商品の輸入または輸出（事例により該当するもの）には第 4 条が適用されないと裁判所が決定した場合、および

(b) 侵害訴訟の被告が商品の留置の結果として損害を被ったことを裁判所を納得させる場合
要請者に対し、裁判所が被告について妥当と考える額の賠償を支払うよう命令することができる。

留置された商品の管理の保持

64. 第 61 条にかかわらず、留置された商品に関して第 63 条 (3) に基づく命令が下されない場合においては、政府が他の法の下で留置された商品の管理を保持すべく要請または許可を得ているならば、長官は商品を返還または処分する義務を負わない。

留置された商品の処分

65. 輸入者または輸出者（事例により該当するもの）が商品の輸入者または輸出者（事例により該当するもの）への返還についての長官による通知以後規定の期間内に留置された商品を引き取らない場合には、長官は、

- (a) 本法に基づいて作成された規則により規定される方法にて、または
 - (b) 処分についてかかる規定がない場合には、長官の指示により
- 商品を処分することができる。

不十分な担保

66.- (1) 長官が本部分に基づき、または本部分に基づく裁判所の命令に従って取る行動に関連して長官が被る合理的な経費が預託された額または提供された担保の額を上回る場合には、第 57 条に基づき、余剰の額は政府に支払うべき負債となる。

(2) 第 (1) 款により生じた負債は要請者、または 2 者以上の要請者がいる場合にはその要請者らにより連带的に、支払われるべきものである。

侵害が疑われる商品の留置および審査

67.- (1) 第 56 条 (4) にかかわらず、いずれの公認職員も、シンガポールに輸入された、またはそこから輸出されることになっており、かつ輸送中の商品ではないもののうち、登録済み地理的表示に関して侵害が疑われる商品であると合理的な疑いを抱かせる任意の商品を留置または審査することができる。

- (2) 第 (1) 款に基づいて商品が留置された後可及的速やかに、長官は
 - (a) 留置された商品の輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し、および
 - (b) その登録済み地理的表示の登録者に対し、商品を特定し、それらが留置されたことを述べ、また第 (5) 款にて言及のある事項を規定する書面による通知を送るものとする。

(3) 長官は登録済み地理的表示の登録者に対し、または輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し、留置された商品の検査を許可することができる。

(4) 長官が第 (3) 款に則って留置された商品の検査を許可する場合、長官は、留置された商品へその検査の間に生じた損傷に起因して輸入者または輸出者（事例により該当するもの）が負ったいかなる損失についても輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に対し責を負うことはない。

- (5) 留置された商品は、その登録済み地理的表示の関係者が指定の期間内に
 - (a) 第 56 条 (1) にて言及のある書面による通知を長官に送り、

(b) 第 56 条 (2) にて言及のある書類および情報を長官に提出した費用を支払い、また
(c) 第 57 条にて言及のある金額を長官に預託した、もしくは担保を差し出した
場合を除き、商品の輸入者または輸出者（事例により該当するもの）に返還されるものとする。

第 2 区分 - 検査の権限

乗り物に関する検査の権限

68.- (1) 上級公認職員または上級公認職員による一般的または特別の指示に従って行動している公認職員は、シンガポール国内のあらゆる車両に乗車することができ、第 56 条または第 67 条に基づいて留置の対象となる商品がないか車両のあらゆる部分を検査することができる。

(2) 本条により与えられる権限のより効果的な行使のため、上級公認職員または公認職員は、車両の責任者に対し、

- (a) 停止し、許可を得るまでは進行しない、または
 - (b) 任意の検査場所へと車両を仕向ける
- ことを要求することができる。

(3) 本条に基づいて行われる物事から生じるあらゆる訴訟において、その逆が証明される場合を除き、その物事を行った、上級公認職員ではないところの公認職員は、いずれも、上級公認職員による一般的または特別の指示に従って行動しているものであると仮定されるものとする

(4) 本条に違反する、またはそれに基づいて下達もしくは作成される何らかの法的要件あるいは指示に従わない者は有罪とし、6,000 ドル以下の罰金刑もしくは 12 月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

小包等の審査

69.- (1) 輸入されようとしているまたは輸入されたばかりの、もしくは輸出されようとしている商品、包装、箱、櫃その他の物品のうち、第 56 条または第 67 条に基づいて留置の対象となる商品であるまたはそれを内包しているという合理的な疑いが抱かれるものについては、以下の通り取り扱われることがある。

- (a) 公認職員により審査および検査されるかまたはその任にある者が審査および検査のために開封するまで留置される
- (b) 公認職員が妥当と考えるところの試験または分析に回される、または
- (c) 審査および検査保留として公認職員が目印を付ける、鍵をかける、封印をする等により保管される

(2) 公認職員は、任意の包装、箱、櫃その他の第 (1) 款にて言及のある物品の責任者に対し、審査および検査のため、包装、箱、櫃または物品（事例により該当するもの）の開封を要求することができる。

(3) 第(1)款にて言及のある包装、箱、櫃または物品の責任者が第(2)款に基づく要求事項に従うことを拒否または適当な時間および機会を与えられた後に実行しなかった場合、上級公認職員または上級公認職員による命令に従って行動している公認職員は、その審査および検査を円滑化させるため、力づくで包装、箱、櫃または物品（事例により該当するもの）を開封することができる。

(4) 公認職員以外で第(1)款(c)にて言及のある商品、包装、箱、櫃または物品を保管するための目印、鍵、封印その他を取り外す、開封する、破壊するまたは勝手にいじる者は有罪とし、6,000ドル以下の罰金刑もしくは6月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

小包および商品を検査場所へと抜き出す権限

70.- (1) 第69条により与えられる権限のより簡便な行使のため、公認職員は任意の包装、箱、櫃または商品を検査場所へと抜き出すこと、もしくはそれらが所有者またはその代理人、あるいは保護者、責任者または管理者によりかように検査場所へと抜き出されるよう要求することができる。

(2) かかる要求に従わない者は有罪とし、6,000ドル以下の罰金刑に処す。

(3) その者がかかる要求に従わない時点で、公認職員は包装、箱、櫃、物品または商品を第(1)款に定める方法により抜き出すことができ、かかる抜き出しの経費は全て（上級公認職員の認可の下）、その者もしくはその包装、箱、櫃、物品または商品（事例により該当するもの）の所有者から罰金として回収されるべきものとする。

個人が身に着けている手荷物および所持品の検査

71.- (1) 船舶または航空機から降り立つ、降り立とうとしているもしくは降り立ったばかりの者、または上陸もしくはその他の目的でシンガポール内において船舶もしくは航空機を離れる者、あるいは陸路、海路もしくは空路でシンガポールに入国するあるいは最近入国した者は、次を行うものとする。

(a) 公認職員の求めにより、第56条または第67条に基づいて留置の対象となる商品がないか、手荷物類が職員によって検査されることを許可する、もしくは手荷物類と共に検査場所まで職員に付き従い、そこで上級公認職員の監督の下、第56条または第67条に基づいて留置の対象となる商品がないか、手荷物類が検査されることを許可する。

(b) 上級公認職員の求めにより、第56条または第67条に基づいて留置の対象となる商品がないか、手荷物類が職員によってもしくは職員の立ち会いおよび監督の下で検査されることを許可する、または

(c) 上級公認職員の求めにより、第56条または第67条に基づいて留置の対象となる商品がないかの検査のため、当人の被服内またはその下にある所持品を取り出す。

(2) 手荷物類の検査への自身の立ち会いを要求する者の手荷物類は、立ち会いに際し合理的な便宜を与えられながらも当人が立ち会わない場合を除き、立ち会い無しに検査されることはないものとする。

(3) 本条に基づく法的要請のいずれかにつき、それに従うことを合法的な理由なく拒否するまたは履行しない者は有罪とし、6,000 ドル以下の罰金刑もしくは 3 月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

特定の場所への立ち入りに関する公認職員の権限

72.- (1) 第 68 条から第 71 条により与えられる権限の行使の適用上、公認職員は、令状無しに以下に立ち入ることができる。

- (a) 小島、上陸地、埠頭、ドック、鉄道もしくは波止場
- (b) シンガポール港湾局法（第 170 章 A）に基づいて許可もしくは免除される港湾業務または機能の提供者の構内
- (c) シンガポール民間航空管理局法（2009 年第 17 号法規）の下での許可もしくは免除により運営されるあらゆる空港の構内

(2) 本条において、「鉄道」とは鉄道法（第 263 章）におけるものと同じ意味を持つ。

妨害

73. 以下を行う者は有罪とし、15,000 ドル以下の罰金刑もしくは 12 月以下の拘禁刑に処し、またはこれを併科する。

- (a) 公認職員または上級公認職員に対し、本部分に基づき職員が権利を有している車両または場所への立ち入りを拒否する、または
- (b) 公認職員または上級公認職員に対し、本部分に基づき職員に与えられている権限の行使を妨害する

個人的責務からの保護

74. 長官あるいは長官の指示の下で行動する政府の職員または被雇用者に対しては、

- (a) 本部分に基づく権限の行使または行使とされるもの
 - (b) 本部分に基づく機能の実行または実行とされるもの、もしくは職責の履行または履行とされるもの、または
 - (c) 本部分の遵守または遵守とされるもの
- の過程において、またはそれに関連して、相応の注意および善意をもってなされたこともしくはなされなかったことについて、いかなる個人的責務も発生しないものとする。

第七部 その他および総則

登録は推定的証拠となる

75. 登録済み地理的表示またはそれに基づく権利に関する法的手続きの全て（登録簿の改正のための手続きを含む）において、

(a) 登録簿は、そこに含まれるあらゆるものの推定的証拠であるものとし、また

(b) 登録済み地理的表示の登録は、第 41 条にて言及のある根拠が存在しないことの推定的証拠であるものとする。

疑義の出された登録の有効性の証明

76.- (1) 裁判所の下での手続きにおいて地理的表示の登録の有効性について疑義が出されており、地理的表示は正しく登録されていると裁判所が確認した場合には、裁判所はその旨証明書を発効することができる。

(2) 裁判所がかかる証明書を発行し、以降の手続き中に

(a) 登録の有効性が再び疑問視された、および

(b) 登録者が自身に有利となる最終命令もしくは判決を獲得した

場合には、その当事者は、裁判所が別段の指示をしない限り、弁護士と依頼人との間に通常生じる費用の弁償を受けることができる。

(3) 第 (2) 款は、当該手続きにおける上訴の費用には及ばない。

登録官の証明

77. 本法に基づいて登録官が作成または実行する許可を得ている何らかの登録、事項または事物について登録官の署名入りとされた証明書は、その登録が行われたことならびにその内容の、またその事項または事物が行われた、または行われなかったことの推定的証拠となるものとする。

裁判所に係属する手続きにおける費用

78. 本法に基づく裁判所の下での全ての手続きにおいて、裁判所は何れの当事者（登録官を含む）に対しても、合理的と判断する費用を裁定することができるが、登録官は、その他の当事者の費用を支払うよう命令されることはないものとする。

登録済み地理的表示の使用の立証責任

79. 第 52 条 (1) (b) に基づいて開かれる手続きにおいて登録済み地理的表示の使われ方について疑問が生じた場合は、その利用においてどのような用途があったのかを示すのは登録者の役割となる。

法人等による違反

80.- (1) 法人により行われた本法の下での違反が

(a) 役員の同意または黙認の下で行われた、または

(b) 役員の怠慢に帰せられるものである

ことが証明された場合には、その役員および法人は有罪とし、訴追およびそれに伴う懲罰の対象となるものとする。

(2) 法人の業務がその構成員により運営されている場合は、第 (1) 款は、その者があたかも当該法人の役員であるものとして、当人の経営の職務に関する構成員の行為または怠慢について適用されるものとする。

(3) 共同事業体により行われた本法の下での違反が

(a) 共同経営者の同意または黙認の下で行われた、または

(b) 共同経営者の怠慢に帰せられるものである

ことが証明された場合には、その共同経営者および共同事業体は有罪とし、訴追およびそれに伴う懲罰の対象となるものとする。

(4) 法人格なき社団（共同事業体を除く）により行われた本法の下での違反が

(a) 法人格なき社団の役員またはその理事会の構成員の同意または黙認の下で行われた、または

(b) かかる役員もしくは構成員の怠慢に帰せられるものである

ことが証明された場合には、その役員もしくは構成員および法人格なき社団は有罪とし、訴追およびそれに伴う懲罰の対象となるものとする。

(5) 本条において、

「法人」には有限責任事業組合法（第 163 章 A）第 2 条 (1) に定義される有限責任事業組合が含まれる。

「役員」とは、

(a) 法人に関して、取締役、共同経営者、経営委員会の構成員、最高経営責任者、支部長、事務官、その他類似の法人役員を意味し、またかかる職業上の資格により行動しているとされるあらゆる者を含む、または

(b) 法人格なき社団（共同事業体を除く）に関して、代表者、事務官、その他法人格なき社団の委員会構成員、または代表者、事務官、その他かかる委員会構成員と類似の位置にある者を意味し、またかかる職業上の資格により行動しているとされるあらゆる者を含む

「共同経営者」には、共同経営者として行動しているとされる者を含む。

(6) 大臣は、シンガポール国外の国または地域の法の下で結成あるいは認知されている任意の法人または法人格なき社団への本条の規定の適用において、大臣が妥当と考える改変を含めた規則を作成することができる。

違反の調停

81.- (1) 登録官または登録官により書面をもって委任された者は、自己の裁量で、示談可能な犯罪として規定された本法の下での違反行為について、当該犯罪をなした容疑を相応に有する者から以下のうちの低い方を超えない金額を徴収することをもって示談にすることができる。

- (a) その違反に対し規定されている罰金の最高額の半分
- (b) 2,000 ドル

(2) 当該金額の納付をもって、当該犯罪について当該人に対する更なる訴追はなされないものとする。

(3) 庁は、大臣の許可を得て、示談可能な犯罪を規定する規則を定めることができる。

(4) 本条に基づいて徴収された金額は全て、整理公債基金に振り込まれるものとする。

裁判所の管轄権

82. 刑事訴訟手続き法（第 68 章）における別段の規定にかかわらず、地方裁判所または治安判事裁判所は本法に基づくあらゆる違反を審理するための管轄権を有し、当該違反に関して全面的な罰金または罰則を科す権限を有する。

大臣はその他の適格国を指名しうる

83. 大臣は、官報での通知により、本法の適用上の適格国として任意の国または地域を指名することができる。

規則策定の一般的権限

84.- (1) 大臣は、以下のために規則を作成することができる。

- (a) 本法の下で規則の作成が認められているまたは要求されている目的のため
- (b) 本法の下で規定することを認められているまたは要求されている事項を規定するため
- (c) 本法を施行するまたは発効するために規定することが必要なまたは便宜な事項を規定するため
- (d) 登録官に対する手続きまたはその他の事項の実施について規定することが必要なまたは便宜な事項を規定するため

(2) 第 (1) 款の一般性を損なうことなく、当該規則は以下のごとく規定を定めることができる。

- (a) 登録官に対する手続きまたはその他の事項の慣行および手順に関して
- (b) 出願書類またはその他の書類の提出方法に関して
- (c) 出願、通知または請求の裏付けとして定めることができる法定宣言書を作成するよう人に要求する
- (d) 書類の翻訳並びに翻訳文の提出および認証を要求し、統制する
- (e) 書類の送達について
- (f) 手続きの不備の是正を許可する
- (g) 本法に基づく手続きに関係してなすことを要求される事柄について期限を定める

- (h) 定められたまたは登録官が指定した、満了していない期限の延長に関して
- (i) 本法に基づく登録官に対する手続きにおける宣誓供述書または法定宣言書による証拠の付与に関して、および
- (j) 第 43 条 (5) に基づいて放棄されたとみなされる出願の処理のため

裁判所の規則

85. 最高法院法 (第 322 章) 第 80 条 (3) に基づいて設立された規則委員会は、以下について規則を作成することができる。

- (a) 本法に基づく事項についての裁判所の手続きならびに慣行および手順、および
- (b) かかる手続きの費用および手数料

他の法に基づく権利に影響無し

86. 本法のいかなる内容も商標法 (第 332 章) または詐称通用に関する法律に基づく個人の権利に影響を及ぼすものではない。

撤廃

87. 地理的表示法 (第 117 章 B) は撤廃される。

保留および経過規定

88.- (1) 第 87 条にかかわらず、当該条の施行日およびそれ以降においても、撤廃された法令は引き続き以下に適用されるものとする。

- (a) その日以前に発生した地理的表示のあらゆる使用、および
- (b) 撤廃された法令の効力の下、第 3 条に基づいてその日以前に起こされたあらゆる訴訟

(2) 第 4 条 (6) から (9) 、第 15 条ならびに第 16 条は、当該規定の施行日以前に発生した登録済み地理的表示の使用には適用されないものとする。

(3) 第四部は、当該部分の施行日以前にシンガポールに輸入されたまたはシンガポールから輸出された商品には適用されないものとする。

(4) 第 75 条および第 76 条は、当該条の施行日以前に開始された法的手続きには適用されないものとする。

(5) 大臣は、本法の任意の規定に関し、当該規定の施行日より 2 年の期間において、当該規定の施行の結果として生じる除外のまたは経過の性質の、また大臣が必要または適切と認める規定を、官報で公布する規則により定める事ができる。

関連するシンガポール知的財産権法の修正項

89. シンガポール知的財産権庁法（第 140 章、2002 年版）には以下の修正が加えられている。

（a）第 2 条の「知的財産代理人」の定義において、段落（b）末尾の語「or」を削除

（b）第 2 条の「知的財産代理人」の定義において、段落（c）末尾に語「or」を挿入し、直後に以下の段落を挿入

「（d）2014 年地理的表示法に基づく地理的表示の登録に関して、または登録済み地理的表示に関する手続きに関して」

（c）第 7 条（1）（a）の語「and designs」を削除し、語「, designs and geographical indications」を代入

（d）第 34 条（3）の語「（Cap. 266）」直後に語「“the Registrar of Geographical Indications referred to in section 17 of the Geographical Indications Act 2014,”」を挿入、および

（e）別表三の段落 3 直後に以下の段落を挿入

「4. 2014 年地理的表示法第 25 条、29 条および 30 条」

関連する商標法の修正項

90. 商標法（第 332 章、2005 年版）には以下の修正が加えられている。

（a）第 2 条（1）の「地理的表示」の定義において、語「Geographical Indications Act（Cap. 117B）」を削除し、語「Geographical Indications Act 2014」を代入

（b）第 4 条（2）の「地理的表示」の定義において、語「Geographical Indications Act（Cap. 117B）」を削除し、語「Geographical Indications Act 2014」を代入

（c）第 7 条の第（10）款直後に以下の款を挿入

「（10A）第（2）款にかかわらず、以下のような商標は登録されないものとする。

（a）商標の登録出願の日以前に 2014 年地理的表示法に基づき登録された、またはそれについて登録出願がなされている地理的表示を内包するあるいはそれからなるもの、および

（b）商標登録を得ようとしている商品が以下に該当するもの

（i）当該の地理的表示が登録されている、または地理的表示の登録を得ようとしている商品と同一または類似しているもの

（ii）当該の地理的表示により示される場所を原産としないもの

（10B）第（10A）款は、商標が商品の正しい地理的産地の表示、もしくは「～的」「～タイプ」「～スタイル」「イミテーション」その他類似の単語または表現を含む、あるいは伴っているか否かを問わず、また当該商標において地理的表示がどの言語で表現されているかにかかわらず、適用されるものとする。

（10C）商標は、

（a）シンガポールにおいて件の地理的表示が登録出願された日以前に、もしくは

（b）件の地理的表示が原産の国または地域において保護される以前に

その登録出願が善意をもってなされていた、または登録の出願者またはその前権利者により事業過程において継続的に善意をもって商標が使用されていた場合には、第（10A）款の効力により登録を阻まれることはないものとする。」

附則

各項目下に地理的表示を登録しうる商品種別

1. ワイン
2. 蒸留酒
3. ビール
4. チーズ
5. 肉および肉製品
6. 水産物
7. 食用油
8. 非食用油
9. 果物
10. 野菜
11. 香辛料および調味料
12. 菓子および焼き菓子
13. 花卉および花の一部
14. 天然ゴム